

No.	発生年月日	超過内容	原因	対策	対策完了年月日
1	2018年6月20日	6月20日、水質汚濁防止法に基づく排水口の立入りが降雨中に行われ、下記3か所において、浮遊物質量と化学的酸素要求量の超過が発生しました。 測定場所:南1号排水口 ・浮遊物質量:110mg/l(基準値50mg/l) 測定場所:南4号排水口 ・浮遊物質量:250mg/l(基準値50mg/l) ・化学的酸素要求量:40mg/l(基準値20mg/l) 測定場所:南6号排水口 ・浮遊物質量:89mg/l(基準値50mg/l)	降雨により雨水升や道路の土砂などの堆積物が流出したためと推定しています。	<応急対策> 下記を実施済 1. 南1号排水口について 雨水升と雨水配管内部および周辺道路の清掃により土砂などの堆積物を除去しました。 また、排水口上流の水路を閉止し排水口への濁水の流入を防止しました。 2. 南4号排水口および南6号排水口について 排水口に設置されている水門を閉止し、排水口からの濁水の流出を防止しました。 <恒久対策> 当社は、2018年8月31日付で千葉市より当該排水口における排出水について、特定施設の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法を改善するよう命じられました。 当社は、この改善命令に基づき、今後千葉市に下記内容の改善計画書を提出し、承認を受けた後に、恒久対策を実施いたします。 1. 当該排水口へ通じる雨水升と周辺道路の清掃頻度を見直します。 2. 当該排水口に濁度計を設置し、濁度上昇時には水門を閉止します。水門のない南1号排水口は、水門を設置し止水できる構造とします。	2019年2月28日(予定)